

多古町国土強靱化地域計画

令和7年12月修正

多古町

目次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本町の地域特性	1
3 計画の位置付け	3
4 計画の構成	4
5 基本目標	5
6 事前に備えるべき目標	5
第2章 脆弱性評価.....	6
1 脆弱性評価の概要と実施手順	6
A 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	7
B 施策分野の設定	8
2 脆弱性評価結果	9
第3章 強靱化の推進方針.....	10
1 プログラムごとの推進方針	10
2 施策分野ごとの推進方針	32
3 重要業績指標の目標値の設定	47
第4章 計画の推進と進捗管理.....	50
1 施策の重点化	50
2 計画の進捗状況の把握	51
3 計画の見直し	51
資料編.....	52
1 脆弱性評価結果	52

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、大きな被害をもたらした。本町でも震度5強を観測し、全壊家屋2棟、半壊家屋6棟、一部損壊家屋1,036棟など大きな被害を受けたところである。また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。

さらに、令和元年9月に発生した「令和元年房総半島台風（台風15号）」により、本町では長期間の停電、水道の供給停止といった甚大な被害が発生した。近年の気候変動に伴う台風の大型化、豪雨被害の発生は頻発しており、今後も多岐にわたる災害に向けた防災・減災は急務となっている。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの基本法及び計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。

これらの状況を踏まえ、本町においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害は発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な多古町をめざし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「多古町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。

2 本町の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置

本町は、千葉県の北東部を占める香取郡の南端に位置し、町の総面積は72.80k㎡で、その範囲は東西13.6km、南北12.9kmに及んでおり、北は成田市、香取市、東は匝瑳市、南は横芝光町、西は芝山町と昭和53年に開港した成田国際空港に隣接している。

主要都市への距離は首都東京へ70km、県都千葉市へ42km、成田市へ17km、香取市へ22km、匝瑳市へ12kmの距離となっている。

イ 地形・地質

地形は、低く概ね平坦な水田地帯と畑地帯の北総台地に分けられ、その台地と水田との間に山林が続いている。海拔は5~43mで比較的高低差も少ない。

地質は全域が成田層群とよばれる洪積層で、その上部は関東ローム層で形成されており良質の砂を採取することができる反面、支持力が弱く豪雨及び地震等が発生した場合、土砂崩落や液状化現象による被害の発生が予想される。

第1章 総論

また、急傾斜地に隣接して建つ人家も多く、土砂災害発生時には被害が拡大するおそれがある。

ウ 気候・気象

気候は、太平洋に近いこと黒潮暖流の影響を受け比較的温暖であるが、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しく、地形条件により積雪がある。また、夏季から秋季にあたっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

(2) 社会・経済特性

ア 人口

令和6年度末時点の本町の人口は13,272人で、世帯数は6,058世帯となっている。昭和60年以降、人口はゆるやかな増加傾向にあったが、平成7年の18,201人をピークに、その後は減少傾向に転じている。一方、世帯数は昭和60年以降増加傾向にあり、平成17年以降は5,000世帯を上回っている。

また、高齢化が急速に進み、65歳以上の人口割合が令和6年度末時点で39.8%の状況であることから、人口が減少に転じる反面、高齢者等の要配慮者は今後も増加し、若者の減少により地域防災力の低下が危惧される。

イ 交通

町中央南部を東西に国道296号が匝瑳市から成田市に向かって横断し、その他の県道及び幹線町道は、中央部より放射線状に伸びる道路からなっている。

また、広域農道の供用開始に伴う地方から首都圏に向けた物流により、昼夜問わず大型貨物車の往来が増加している。

その他、国道296号から主要地方道多古笹本線へ通じるバイパス整備が完了しており、さらに今後、多古町を通過する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の大栄－横芝間の全線開通が令和8（2026）年度末に予定されている。

ウ 産業経済

基幹的産業としては、栗山川流域を中心とした食味の良い「コシヒカリ」を主品種とする水稲と、北総台地の一角を成す畑作地帯を利用した「甘薯」「やまといも」等の生産による農業が盛んである。

昭和50年代からは、北総東部用水・成田用水事業により基盤整備が行われ生産性の向上とコストの低減を図っている。

平成7年には、島地区で大規模区画の基盤整備が行われ担い手農家の規模拡大を目指している。

商業は国道296号沿いに、大型店舗等が建ちレジャーの自動車利用者もターゲットに展開する一方で、市街地内の商店でも町商工会の指導により活性化対策が講じられている。

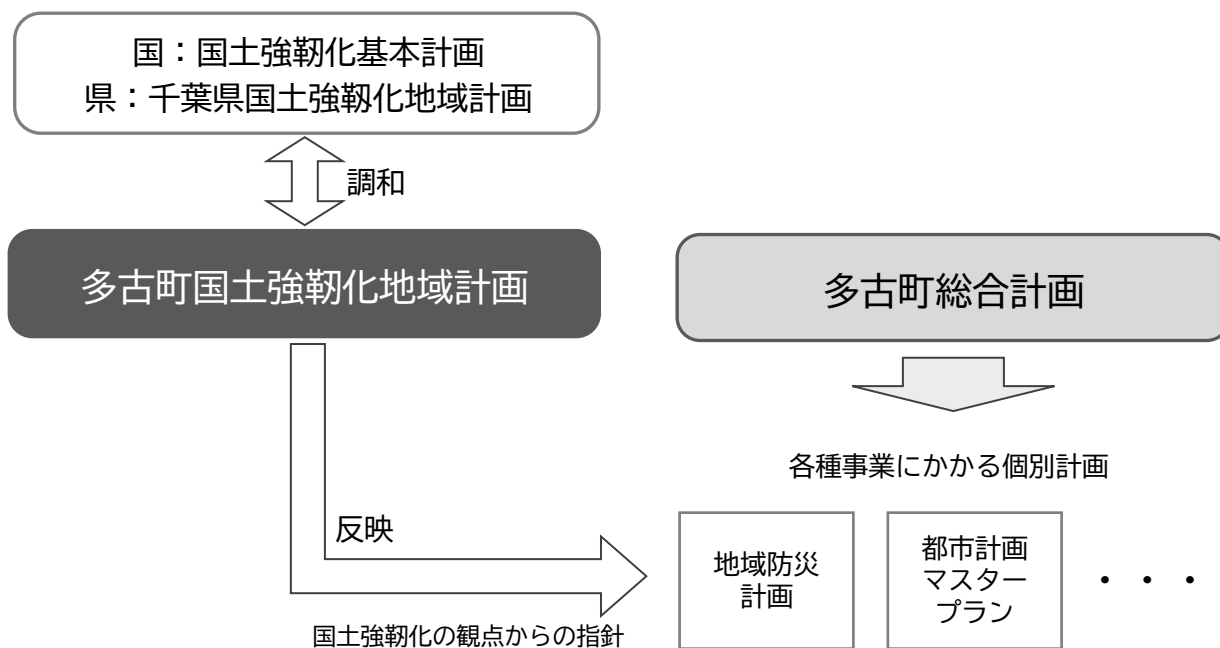
また、成田空港の更なる機能強化により経済規模の拡大、雇用の創出等が期待されている。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、町総合計画をはじめそれ以外の本町の計画等における国土強靱化の観点からの指針となるべきものとして策定するものである。

本計画は、国が定める「国土強靱化基本計画」、千葉県が定める「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図り策定するものとする。



(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

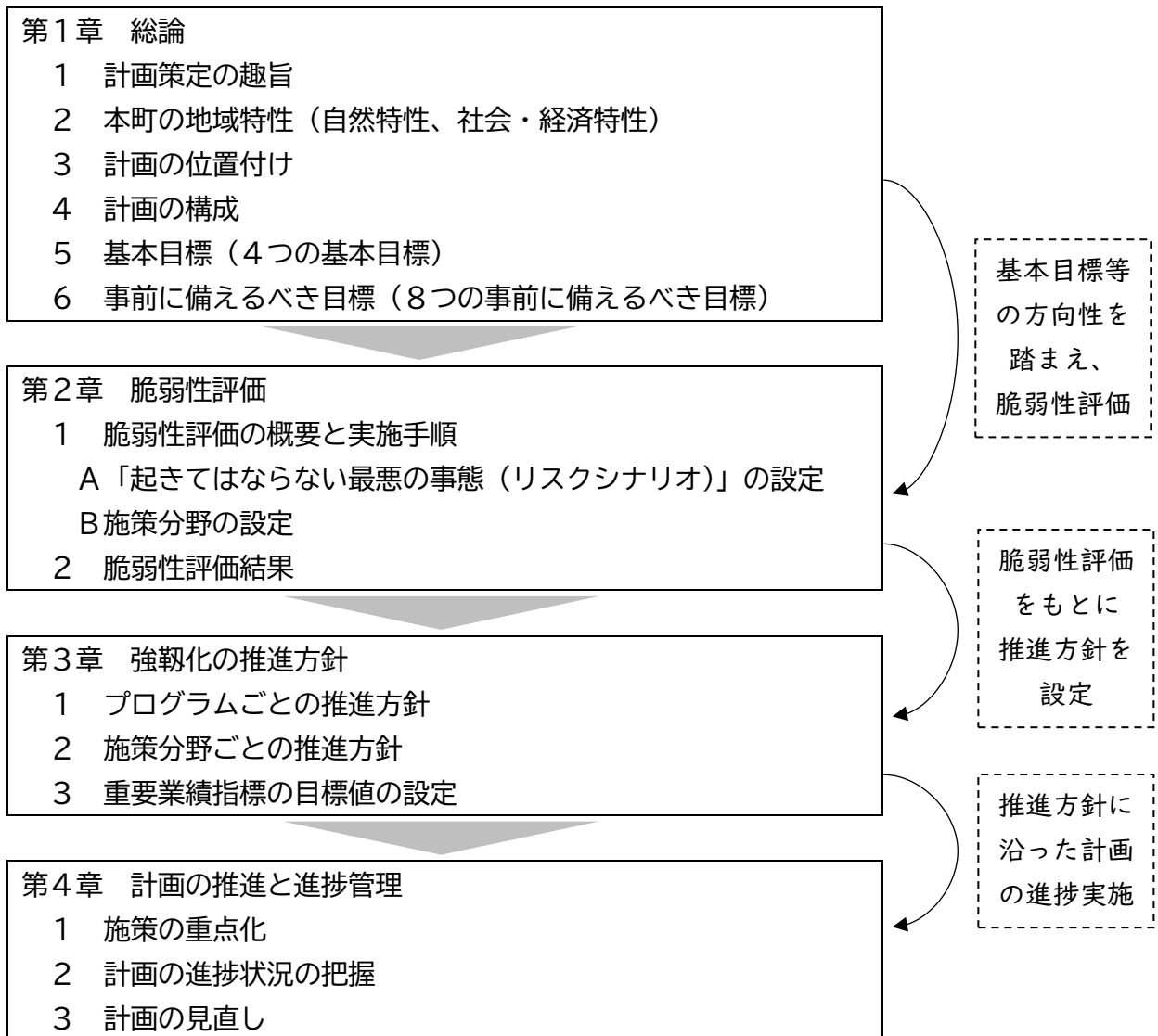
さらに、国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い比較		
項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の重点化	重点化を行う	—

第1章 総論

4 計画の構成

本計画は、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、本町として取り組むプログラムを選定することとした。



5 基本目標

本計画の策定に当たっては、国が定める「国土強靱化基本計画」の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、本町における強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
I. 人命の保護が最大限図られること
II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

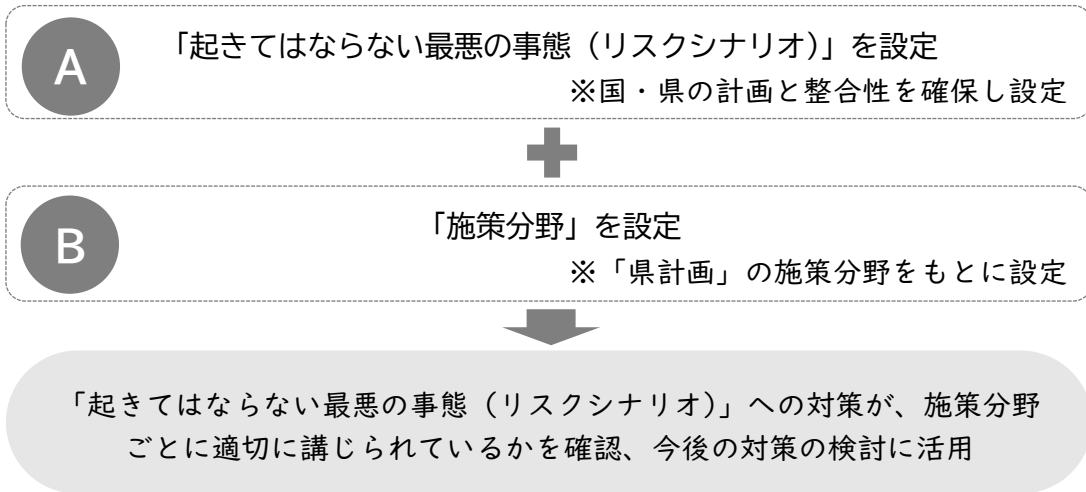
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※ ¹ を含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※¹製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のこと。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の概要と実施手順

本町における地域強靱化の推進に向けた必要な事項を明らかにするために、脆弱性評価を行った。実施の方法としては、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の回避に向けて取り組んでいる個別施策の課題や進捗状況を把握するため、縦軸に「32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、横軸に「13の施策分野」を設けた、マトリクスを作成し評価を行った。



【「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係性】

リスクシナリオ	個別施策分野					
	1	2	3	4	5	...
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊～	〇〇する		〇〇する			
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		〇〇する	〇〇する		〇〇する	
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な～			〇〇する	〇〇する		

「プログラム」
それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群

【「マトリクス」のイメージ】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	個別施策分野		現在取り組んでいる施策の評価	対策方法
		1 行政機能／警察・消防等分野	2 ...		
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊～	〇地震対策の推進 〇火災予防対策等の推進 〇...		〇住宅・建築物の耐震化率は、...ことから、...対策を推進する必要がある。 〇...	〇耐震化について...ための対策を図る。 〇... 〇...
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災				
2 ...					
3 ...					
4 ...					

〇業務継続計画の見直しを図ることが必要である。...

〇双方向のコミュニケーションの機会が継続的に与えられる必要がある。...

←個別施策分野（10分野）

←個別施策分野（3分野）

A 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国が定める「国土強靱化基本計画」、千葉県が定める「千葉県国土強靱化地域計画」をもとに、次の32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2章 脆弱性評価

B 施策分野の設定

千葉県が示す「千葉県国土強靱化地域計画」を参考に、次の13の施策分野を設定した。

施策分野		
個別施策分野	1	行政機能／行政・警察・消防
	2	住宅・都市
	3	保健医療・福祉
	4	エネルギー
	5	情報通信
	6	産業構造
	7	交通・物流
	8	農林水産
	9	町土保全
	10	環境
横断的分野	1	リスクコミュニケーション
	2	老朽化対策
	3	少子高齢化対策

2 脆弱性評価結果

評価結果は、資料編に記載した「脆弱性評価結果」のとおりである。

また、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せ

国土強靱化施策をその基本目標に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 国、県、町民、民間事業者等との連携

国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県、また町民や民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携が必要である。

第3章 強靱化の推進方針

1 プログラムごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために、今後の必要となる施策を検討し、推進方針として取りまとめた。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

地震対策の推進	総務課
○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「多古町地震ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。	
火災予防対策等の推進	総務課
○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー ^{※2} 、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。	
教育・保育（学校・こども園）施設の耐震化	学校教育課 多古こども園
○町立教育・保育施設については耐震化工事済であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。 ○町立教育・保育施設のつり天井などの非構造部材の落下防止を含む安全対策についても対策工事済であるが、引き続き機能保全を図っていく。	
宅地の耐震化の推進	空港まちづくり課
○宅地の耐震化の推進については、県の大規模盛土造成地 ^{※3} の有無の調査結果に基づき、作成されるマップを利用し、町民への情報提供及び耐震化の推進を図る。	
地域防災力の向上	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	

※² 地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気を遮断し、停電復旧時等に発生する電気火災を防止するための装置。

※³ 盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上、または、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のいずれかの要件を満たすもの。

(1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

文化財に係る各種防災対策の支援	生涯学習課
○県と連携し、文化財所有者等に対して耐震診断等を奨励し、的確な防災活動が進むよう、普及・啓発活動を通じて、文化財の滅失・棄損等を防止する。	
住宅・建築物の耐震化等の促進	空港まちづくり課
○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修の推進を図る。	
○特定空き家については、発生を抑制し、利活用と適切な管理を促進する一方で、危険性が高い場合は除却の可能性がある。除却をした場合、地域のニーズに合わせて活用の検討を行う。	
公共建築物の耐震化の促進	各課
○庁舎、病院、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物 ^{※4} 及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、耐震化工事済であるが、引き続き修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、対策工事済であるが、引き続き修繕等を継続的に行っていく。	
被災宅地危険度判定^{※5}の充実	空港まちづくり課
○大規模な地震や大雨などによって、宅地が大規模で広範囲に被害を受けた場合に、迅速かつ円滑に被災宅地危険度判定が実施できるよう、県が開催する被災宅地危険度判定士 ^{※6} の養成講習会及び実務研修の受講を推進するなど、判定体制の充実を図る。	
被災建築物応急危険度判定^{※7}の充実	空港まちづくり課
○大規模な地震発生時に、迅速かつ円滑に被災建築物応急危険度判定が実施できるよう、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士 ^{※8} の派遣について、事前調整に努める。	
医療施設の耐震化	国保多古中央病院
○国保多古中央病院については耐震基準に適合している建物であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	

※4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物。

※5 大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を判定すること。判定結果は、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

※6 一定の資格・経験を有する土木又は建築技術者で、判定士養成講習会を受講し、知事の登録を受けた者。

※7 大地震により、被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止するために、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

※8 千葉県が開催する「応急危険度判定士認定講習会」を受講し、知事の認定を受けて応急危険度判定を行う者。

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

社会福祉施設の耐震化	総務課 保健福祉課
○社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保する。	
LPガスの放出防止	総務課
○地震によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。	

(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

大規模水害対策の推進	総務課
○洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。	
水害に強い地域づくり（河川）	都市整備課
○水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修に加え、調節池等の整備を進めるよう県への要請を行う。	
河川管理施設の維持管理・更新	都市整備課
○県と協力し河川の巡視・点検を行い、破損が生じている場合は修繕等を県へ要請する。	
雨量・河川水位の情報伝達	総務課
○雨量・河川水位観測局の更新・メンテナンスを実施するとともに、故障があった場合は、早急に機器修繕を実施する。また、県管理機器に故障があった場合は県へ報告する。	
集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備	産業経済課
○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設 ^{※9} 等の整備・補強を県と連携し推進する。	
広域的避難の枠組整備	総務課
○想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、県・他市町等の関係機関と連携協力しながら検討を進める。	

※9 農地に農業用水を供給する用水施設（ダム、ため池、揚水機場、用水路など）及び農地から不要な水を河川に流す排水施設（排水機場、排水路など）のこと。

(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	総務課 都市整備課
<p>○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県へ働きかける。</p> <p>また、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、基礎調査結果の公表により土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。</p>	
土砂災害警戒区域の指定による 警戒避難体制の整備	総務課
<p>○県で整備している「千葉県砂防GIS」や、電子地図・土砂災害ハザードマップの作成が可能なシステムを活用し、警戒避難体制の整備等を行う。</p>	
土砂災害防止法に基づく緊急調査の 実施及び緊急情報の通知	総務課 都市整備課
<p>○緊急調査の実施により想定される、県からの土砂災害緊急情報についていち早く住民へ周知する体制の構築を図る。</p>	
富士山噴火による降灰対策	総務課
<p>○富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。</p>	

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

防災行政無線等による災害情報の伝達	総務課
<p>○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート^{※10}等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する。</p>	
組織体制の強化・危機対応能力の向上	総務課
<p>○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。</p>	
災害時避難行動要支援者^{※11}対策の促進	保健福祉課 総務課
<p>○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る。</p>	

※¹⁰ 地方公共団体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステム。

※¹¹ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定義され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

福祉避難所^{※12}の環境整備	保健福祉課 総務課
○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。	
外国人旅行者に対する災害情報の 迅速かつ着実な伝達	総務課
○町内の観光・宿泊施設に対し、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び津波警報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図る。	
大規模災害に備えた 自助・共助の取組の強化	総務課
○災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、町民一人ひとりの、また地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。	

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

燃料の仮貯蔵等	総務課
○震災時等において、燃料の製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。	
上水道施設の耐震化等と 応急給水体制の構築	生活環境課
○上水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効活用し、上水道施設の耐震化を推進する。 ○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する。 ○水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。 ○東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化を推進し、広域的な応援体制の構築を図る。	
支援物資の調達・供給体制の構築	総務課
○国、県、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。	

※12 一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設。

道の駅の防災機能強化	産業経済課
○県と連携して災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなりえる、「道の駅」の防災機能の強化を促進する。	
道路施設の老朽化対策	都市整備課
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	
道路の法面对策	都市整備課
○道路の防災、震災対策として緊急輸送道路 ^{※13} を含む幹線町道の法面对策を着実に推進する。また、法面の適切な維持管理については計画的な法面の補修、施設の更新を検討する。	
道路橋梁の長寿命化	都市整備課
○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。	
緊急時の道路確保	都市整備課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開 ^{※14} について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
自家発電設備の整備	総務課
○災害時等に備えて需要家側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る。	
ガス施設の老朽化対策等の推進	総務課
○屋内におけるガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、老朽化対策等を推進する。	
備蓄品の確保	総務課
○家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する。	

※¹³ 大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路。

※¹⁴ 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

(2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防救急無線の耐災害性の強化	総務課
○消防救急無線のデジタル化は実施済みであるが、引き続き情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	
消防庁舎の耐震化	総務課
○消防多古分署については、耐震化工事済であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	
消防団員の確保対策、 自主防災組織等の充実強化	総務課
○消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。	
常備消防力の強化	総務課
○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。	
TEC-FORCE^{※15}等との連携強化	総務課
○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。	
受援体制の整備	総務課
○県の受援受入計画による県外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑かつ迅速に受け入れるための体制整備に努める。	
緊急時の道路確保（再掲）	都市整備課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	

※¹⁵ Technical Emergency Control FORCEの略で、国の緊急災害対策派遣隊のこと。大規模な自然災害が発生または発生する恐れが生じた場合、被災自治体などを支援するため、被災地へ出向き被災状況の調査や応急対策に対する技術的な助言等を行う。

(2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

病院における電力供給体制の確保	国保多古中央病院
○災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー ^{※16} （コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。	
災害時の石油類燃料の確保	総務課
○災害時における緊急通行車両や病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、町内給油業者との協定等に基づく供給体制の整備を図る。	
道路の防災対策	都市整備課
○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
電源途絶に対する予備電源の確保	国保多古中央病院 総務課
○病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。	

(2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生

総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	総務課
○帰宅困難者対策については、県と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設 ^{※17} の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。	
○公共施設のほか、民間施設の一時滞在施設の確保を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。	
○県や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーション ^{※18} の拡充を図る。	
帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	空港まちづくり課
○大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、公園の整備を促進することで帰宅者支援への活用を推進する。	

※16 地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのこと。

※17 災害時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

※18 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

道路の防災対策	都市整備課
○道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
安全対策の確保	総務課
○多数の帰宅困難者が発生した場合の交通安全・治安の確保を図るため、県と連携し警察等行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための対策を図るとともに、道路照明灯等の安全施設の耐災害性を強化する。	

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

社会福祉施設の孤立対策	保健福祉課 総務課
○社会福祉施設に対して、被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図る。	
緊急時の道路確保（再掲）	都市整備課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
受援体制の整備	国保多古中央病院 総務課
○県外からの医療救護支援の円滑な受け入れなど、県と連携し受援体制の強化を図る。	
業務継続計画（BCP^{※19}）の作成及び防災訓練の実施	国保多古中央病院
○病院が災害時にも継続的に業務を行えるよう、業務継続計画（BCP）の作成や防災訓練の実施などを促進する。	
医師会等との連携強化	国保多古中央病院 保健福祉課
○広域のかつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との連携を強化するとともに訓練等を通じて、医療救護体制の整備を図る。	

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	保健福祉課 生活環境課
○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。	

※¹⁹ Business Continuity Planの略で、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のこと。

避難所における衛生管理	総務課
○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保や室内環境の衛生管理を徹底する。また衛生備品と併せて、感染症対策としてパーテーションや消毒液等の感染症対策備品を計画的に整備していく。	
広域火葬体制の構築	総務課
○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、県と連携し近隣都県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。	

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

治安確保体制等の整備	総務課
○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るように県へ働きかける。 ○被災による避難等により、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制の整備、また警察との連携強化を図る。	
信号機の停電対策	総務課
○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進めるように県へ働きかける。	
信号機電源付加装置の整備推進	総務課
○電力の供給が停止若しくは制限された場合でも、信号機自体に電源付加装置があれば、減灯は回避できることから、東日本大震災後、県内の主要交差点に対して整備を進めているが、今後も中長期的な視点から着実に整備を進めていくように県へ働きかける。	

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続体制の構築	総務課
○多古町災害時業務継続計画（BCP）（大規模地震編）は平成29年2月に策定済であるが、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図ることで、被災時における業務の継続性を高める。	

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

地域防災力の向上（再掲）	総務課
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
被災者台帳の整備・推進	総務課
○被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を検討する。	
防災を担う人材の育成	総務課
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	
防災訓練の実施	総務課
○防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。	
公共施設の耐震化	財政課
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「多古町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	
自立・分散型エネルギーの整備	総務課
○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。	
避難所等の電源確保	総務課
○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	
インフラの防災対策	各課
○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や、洪水・土砂災害・対策等を着実に推進する。	

基幹業務システム等の耐災害性の確保	各課
○住民基本台帳システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する。	

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

防災情報の収集機能強化	総務課
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
電源途絶に対する予備電源の確保（再掲）	総務課
○非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。	
防災関係機関の情報通信手段の多様化等	総務課
○防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。	

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害情報の伝達手段の多様化	総務課
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等多様な手段を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。	
メディアに対する情報提供	企画政策課 総務課
○災害時に町から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する。	

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

民間企業におけるBCPの策定促進	総務課 産業経済課
○災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる社会生活への影響や経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進するため、県と協力しセミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援する。	
中小企業に対する資金調達支援	産業経済課
○金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。	
沿道建築物の耐震化の促進	空港まちづくり課
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

民間企業におけるBCPの策定促進（再掲）	総務課 産業経済課
○災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる社会生活への影響や経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進するため、県と協力しセミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援する。	
燃料供給ルートの確保	都市整備課
○燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進める。	

(5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

幹線道路（町道）の整備	都市整備課
○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を図る。	

代替性確保のための道路ネットワークの強化	都市整備課
○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、圏央道 ^{※20} 、外環道 ^{※21} などの高規格幹線道路 ^{※22} 等の整備促進と国道・県道の整備について要請する。	
沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	空港まちづくり課
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	
空港機能の確保	空港まちづくり課
○発災後、空港機能を確保するため、県と連携して関係機関との情報共有に努める。	

(5-4) 食料等の安定供給の停滞

農地・農業水利施設等の適切な保全管理	産業経済課
○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など町土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	総務課
○災害時に被災住民を支援するため、「多古町備蓄品購入計画」のに基づき計画的に備蓄品の整備を進めるとともに、多古町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
農道・農道橋等の保全対策の推進	産業経済課
○災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、幹線道路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。	
農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進	産業経済課
○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を県と連携し推進する。	

※²⁰ 都心から半径約40～60kmの地域を連絡する、全長約300kmで、県内区間（茨城県境〈神崎町〉～木更津市）延長約95kmの環状道路。

※²¹ 都心から半径約15kmの地域を連絡する、全長約85kmで、県内区間（松戸市～市川市）延長12.1kmの環状道路。

※²² 自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路のことを指し、「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のこと。

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

食料安定供給のためのほ場整備の推進	産業経済課
○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大 区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する。	
土地改良施設に係る施設管理者の 業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	産業経済課
○施設管理者の自主的な防災対策の整備を促すため、土地改良区等の関係団体の事業継続 計画（BCP）の策定を推進し、県と連携して体制の強化を図る。	

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、
燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機
能の停止

災害時において事業所内に電力を共有するための 自立・分散型エネルギー設備の導入支援	総務課
○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギ ーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機 や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コ ージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エ ネルギーの導入を促進する。 また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理 の観点から、設備の導入などについて促していく。	
災害時の石油燃料等の確保	総務課
○災害時に迅速かつ円滑に石油燃料の供給協力が得られるよう、町内給油業者との協定の 実効性の強化を図る。	
ライフライン事業者等との連携強化	総務課
○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管 理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総 合防災訓練等に参加する。	

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保	生活環境課
<p>○上水道施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源を整備することによって、災害時の電力供給体制を確保し、迅速かつ的確に応急活動を実施できる体制の充実を図る。</p> <p>○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化を実施するとともに、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。</p> <p>○災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、水道事業者間や関係団体等との連携による人材育成や組織力強化、また、ハード・ソフト両面からの危機管理対策の推進を図る。</p>	

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	生活環境課
<p>○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。</p>	
浄化槽の整備促進	生活環境課
<p>○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。</p>	
一般廃棄物処理施設の老朽化対策	生活環境課
<p>○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。</p>	

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

幹線道路（町道）の整備（再掲）	都市整備課
<p>○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を図る。</p>	
代替性確保のための道路ネットワークの強化（再掲）	都市整備課
<p>○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、県と協力し圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進と国道・県道の整備について要請する。</p>	

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

<p align="center">緊急輸送道路を含む国道、県道、 幹線町道等の整備と適切な維持管理</p>	<p align="center">都市整備課</p>
<p>○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。</p>	
<p align="center">集中豪雨時の道路ネットワーク確保</p>	<p align="center">総務課 都市整備課</p>
<p>○ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化などについて検討する。</p>	
<p align="center">道路橋梁の長寿命化（再掲）</p>	<p align="center">都市整備課</p>
<p>○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。</p>	
<p align="center">沿道建築物の耐震化の促進（再掲）</p>	<p align="center">空港まちづくり課</p>
<p>○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。</p>	
<p align="center">無電柱化の推進</p>	<p align="center">総務課 都市整備課</p>
<p>○大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。</p>	
<p align="center">農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進</p>	<p align="center">産業経済課</p>
<p>○迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る。</p>	
<p align="center">輸送ルートの確保</p>	<p align="center">総務課</p>
<p>○陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、国・県と連携し地震、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード^{※23}間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p>	
<p align="center">輸送手段の確保</p>	<p align="center">総務課</p>
<p>○災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。</p>	

※²³ 輸送機関、または輸送手段のこと。

(6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進	産業経済課
<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。</p> <p>○限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。</p>	

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

延焼防止等に資する緑地の確保	空港まちづくり課
<p>○大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や公園の整備を促進することで、防災活動拠点や避難地等への活用を推進する。</p>	
救助活動能力の強化	総務課
<p>○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。</p>	
火災予防対策等の推進（再掲）	総務課
<p>○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。</p>	
地域防災力の向上（再掲）	総務課
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	
LPガスの放出防止（再掲）	総務課
<p>○地震によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。</p>	

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

(7-2) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

沿道建築物の耐震化の促進	空港まちづくり課
○地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。	
関係機関の耐災害性の向上	総務課
○被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。	

(7-3) 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

土砂災害防止対策等の推進	総務課 都市整備課
○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県に働きかける。	

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

有害・危険物質対応資器材の整備	総務課
○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。	
町外への情報発信	総務課
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地等の適切な保全管理	産業経済課
○農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。	
森林の町土保全機能の維持・発揮のための 多様で健全な森林の整備等	産業経済課
○森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。	

山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進	産業経済課
○野生鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、保全機能の維持を図る。	
荒廃地等における治山施設の整備	産業経済課
○危険箇所の重要性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進める。	
重要インフラ周辺森林の整備	産業経済課
○森林所有者による適切な管理ができない重要インフラ施設周辺の森林を関係機関と連携し整備を進める。	

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	生活環境課
○東日本大震災等を教訓に、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、県と連携し災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを進める。	
一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	生活環境課
○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 3 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、関係機関と協力し施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する。	
災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援	生活環境課
○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。	
災害廃棄物処理の支援体制の構築	生活環境課
○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。	

第3章 強靱化の推進方針～プログラムごとの推進方針～

(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

関係機関との災害対応訓練の実施	総務課
○災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設災害協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。	
TEC-FORCE等との連携強化（再掲）	総務課
○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。	
緊急時の道路確保（再掲）	都市整備課 総務課
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
防災を担う人材の育成（再掲）	総務課
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	
住家被害認定体制の充実	税務課
○大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、研修の機会を利用して罹災証明書の交付にかかる住家被害認定を行うための職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を強化して、認定体制の充実を図る。	

(8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活再建支援	総務課
○県と連携し被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。	
被災者台帳の整備・推進	総務課
○被災者の被害からの迅速な復旧・復興を図るため被災者台帳の作成を行う。また、生活再建までを一元的に管理できるようなシステムの構築を検討する。	

<p style="text-align: center;">応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進</p>	<p style="text-align: center;">総務課</p>
<p>○災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。</p>	
<p style="text-align: center;">地域防犯体制の充実</p>	<p style="text-align: center;">総務課</p>
<p>○災害時の治安の悪化を防ぐため防犯カメラの設置拡充等により、地域における防犯力の一層の強化を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">地域防災力の向上（再掲）</p>	<p style="text-align: center;">総務課</p>
<p>○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">行政機関等の機能低下回避</p>	<p style="text-align: center;">財政課</p>
<p>○行政機関等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災上重要な公共施設の耐震化を「多古町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、計画的に進める。</p>	

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたって設定した13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定にかかる基本的な指針）として整理した。

個別施策分野

（1）行政機能／行政・警察・消防

業務継続体制の構築	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○必要に応じて多古町災害時業務継続計画（BCP）（大規模地震編）の見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図ることで、被災時における業務の継続性を高める。	
組織体制の強化・危機対応能力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。	
公共施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「多古町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	
基幹業務システム等の耐災害性の確保	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○住民基本台帳システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する。	
関係機関の耐災害性の向上	関連するリスクシナリオNo
	7-2
○被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。	
自立・分散型エネルギーの整備	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。	
支援物資の調達・供給体制の構築	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○国、県、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、迅速かつ効果的な対応に向けて実効性を高める。	

緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1・2-2・2-5・8-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
TEC-FORCE等との連携強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2・8-2
○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。	
治安確保体制等の整備	関連するリスクシナリオNo
	3-1
○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るように県へ働きかける。 ○被災による避難等により、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制の整備、また警察との連携強化を図る。	
防災訓練の実施	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。	
大規模災害に備えた 自助・共助の取組の強化	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、町民一人ひとりの、また地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。	
消防団員の確保対策、 自主防災組織等の充実強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。	
常備消防力の強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。	
地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1・2-2・3-2・7-1・8-3
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	

(2) 住宅・都市

<p style="text-align: center;">住宅・建築物の耐震化等の促進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">1-2</p>
<p>○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修の推進を図る。</p> <p>○特定空き家については、発生を抑制し、利活用と適切な管理を促進する一方で、危険性が高い場合は除却の可能性がある。除却をした場合、地域のニーズに合わせて活用の検討を行う。</p>	
<p style="text-align: center;">宅地の耐震化の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">1-1</p>
<p>○宅地の耐震化の推進については、県の大規模盛土造成地の有無の調査結果に基づき、作成されるマップを利用し、町民への情報提供及び耐震化の推進を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">上水道施設の耐震化等と 応急給水体制の構築</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">2-1</p>
<p>○上水道施設の耐震化に対する国の助成制度を有効活用し、上水道施設の耐震化を推進する。</p> <p>○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する。</p> <p>○水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。</p> <p>○東日本大震災を踏まえて将来の震災に備えた水道施設の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化を推進し、広域的な応援体制の構築を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">6-2</p>
<p>○上水道施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源を整備することによって、災害時の電力供給体制を確保し、迅速かつ的確に応急活動を実施できる体制の充実を図る。</p> <p>○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化を実施するとともに、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。</p> <p>○災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、水道事業者間や関係団体等との連携による人材育成や組織力強化、また、ハード・ソフト両面からの危機管理対策の推進を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">6-3</p>
<p>○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。</p>	

第3章 強靱化の推進方針～施策分野ごとの推進方針～（個別施策分野）

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設の老朽化対策</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">6-3</p>
<p>○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。</p>	
<p style="text-align: center;">水資源関連施設の機能強化と 水資源の有効利用等の取組の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">6-5</p>
<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。</p> <p>○限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。</p>	
<p style="text-align: center;">総合的な帰宅困難者対策の検討・実施</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">2-4</p>
<p>○帰宅困難者対策については、県と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> <p>○公共施設のほか、民間施設の一時滞在施設の確保を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。</p> <p>○県や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">災害時において事業所内に電力を共有するための 自立・分散型エネルギー設備の導入支援</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">6-1</p>
<p>○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</p> <p>また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。</p>	
<p style="text-align: center;">火災予防対策等の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo</p>
	<p style="text-align: center;">1-1・7-1</p>
<p>○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。</p>	

(3) 保健医療・福祉

社会福祉施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保する。	
社会福祉施設の孤立対策	関連するリスクシナリオNo
	2-5
○社会福祉施設に対して、被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図る。	
救助活動能力の強化	関連するリスクシナリオNo
	7-1
○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。	
予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	関連するリスクシナリオNo
	2-6
○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。	
医療施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○国保多古中央病院については耐震基準に適合している建物であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	
医師会等との連携強化	関連するリスクシナリオNo
	2-5
○広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との連携を強化するとともに訓練等を通じて、医療救護体制の整備を図る。	
福祉避難所の環境整備	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。	

(4) エネルギー

<p style="text-align: center;">災害時の石油類燃料の確保</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 2-3</p>
<p>○災害時における緊急通行車両や病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、町内給油業者との協定等に基づく供給体制の整備を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">道路の防災対策</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 2-3</p>
<p>○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。</p>	
<p style="text-align: center;">電源途絶に対する予備電源の確保</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 2-3</p>
<p>○病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 6-1</p>
<p>○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</p> <p>また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。</p>	
<p style="text-align: center;">病院における電力供給体制の確保</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 2-3</p>
<p>○災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">避難所等の電源確保</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 3-2</p>
<p>○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。</p>	

(5) 情報通信

地震対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「多古町地震ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。	
防災行政無線等による災害情報の伝達	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する。	
消防救急無線の耐災害性の強化	関連するリスクシナリオNo
	2-2
○消防救急無線のデジタル化は実施済みであるが、引き続き情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	
防災情報の収集機能強化	関連するリスクシナリオNo
	4-1
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
災害情報の伝達手段の多様化	関連するリスクシナリオNo
	4-2
○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等多様な手段を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。	

(6) 産業構造

民間企業におけるBCPの策定促進	関連するリスクシナリオNo
	5-1・5-2
○災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる社会生活への影響や経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進するため、県と協力しセミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援する。	
中小企業に対する資金調達支援	関連するリスクシナリオNo
	5-1
○金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。	
町外への情報発信	関連するリスクシナリオNo
	7-4
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

(7) 交通・物流

道路施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	
道路橋梁の長寿命化	関連するリスクシナリオNo
	2-1・6-4
○大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の長寿命化を着実に推進する。	
沿道建築物の耐震化の促進	関連するリスクシナリオNo
	5-1・5-3・6-4
○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進する。	
道路の法面对策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む幹線町道の法面对策を着実に推進する。また、法面の適切な維持管理については計画的な法面の補修、施設の更新を検討する。	
緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1・2-2・2-5・8-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	

第3章 強靱化の推進方針～施策分野ごとの推進方針～（個別施策分野）

道路の防災対策	関連するリスクシナリオNo
	2-4
○エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、道路の防災、震災対策を着実に推進する。	
幹線道路（町道）の整備	関連するリスクシナリオNo
	5-3・6-4
○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を進める。	
代替性確保のための道路ネットワークの強化	関連するリスクシナリオNo
	5-3・6-4
○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、県と協力し圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進と国道・県道の整備について要請する。	
農道・農道橋等の保全対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	5-4
○災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、幹線道路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。	
緊急輸送道路を含む国道、県道、 幹線町道等の整備と適切な維持管理	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。	
輸送ルートの確保	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、国・県と連携し地震、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	関連するリスクシナリオNo
	5-4
○災害時に被災住民を支援するため、「多古町備蓄品購入計画」の基づき計画的に備蓄品の整備を進めるとともに、多古町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
富士山噴火による降灰対策	関連するリスクシナリオNo
	1-4
○富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。	

(8) 農林水産

農地・農業水利施設等の適切な保安全管理	関連するリスクシナリオNo
	5-4
○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など町土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。	
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含む サプライチェーンの機能維持対策	関連するリスクシナリオNo
	5-4
○災害時に被災住民を支援するため、「多古町備蓄品購入計画」の基づき計画的に備蓄品の整備を進めるとともに、多古町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていく。	
食料安定供給のためのほ場整備の推進	関連するリスクシナリオNo
	5-4
○大規模自然災害による食料不足等に備え、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する。	
農地等の適切な保安全管理	関連するリスクシナリオNo
	7-5
○農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。	
町外への情報発信	関連するリスクシナリオNo
	7-4
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。	

(9) 町土保全

激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	関連するリスクシナリオNo
	1-4
○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県へ働きかける。 また、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、基礎調査結果の公表により土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。	
土砂災害警戒区域の指定による 警戒避難体制の整備	関連するリスクシナリオNo
	1-4
○県で整備している「千葉県砂防GIS」や、電子地図・土砂災害ハザードマップの作成が可能なシステムを活用し、警戒避難体制の整備等を行う。	

第3章 強靱化の推進方針～施策分野ごとの推進方針～（個別施策分野）

<p style="text-align: center;">土砂災害防止法に基づく緊急調査の 実施及び緊急情報の通知</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 1-4</p>
<p>○緊急調査の実施により想定される、県からの土砂災害緊急情報についていち早く住民へ周知する体制の構築を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">土砂災害防止対策等の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 7-3</p>
<p>○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図るように県に働きかける。</p>	
<p style="text-align: center;">集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 1-3</p>
<p>○農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確認するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を県と連携し推進する。</p>	
<p style="text-align: center;">森林の町土保全機能の維持・発揮のための 多様で健全な森林の整備等</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 7-5</p>
<p>○森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。</p>	
<p style="text-align: center;">山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 7-5</p>
<p>○野生鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、保全機能の維持を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">重要インフラ周辺森林の整備</p>	<p style="text-align: center;">関連するリスクシナリオNo 7-5</p>
<p>○森林所有者による適切な管理ができない重要インフラ施設周辺の森林を関係機関と連携し整備を進める。</p>	

(10) 環境

<p>災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 8-1</p>
<p>○東日本大震災等を教訓に、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、県と連携し災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを進める。</p>	
<p>一般廃棄物処理施設の防災機能の向上</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 8-1</p>
<p>○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 3 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、関係機関と協力し施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する。</p>	
<p>災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 8-1</p>
<p>○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。</p>	
<p>災害廃棄物処理の支援体制の構築</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 8-1</p>
<p>○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。</p>	
<p>浄化槽の整備促進</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 6-3</p>
<p>○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。</p>	
<p>有害・危険物質対応資器材の整備</p>	<p>関連するリスクシナリオNo 7-4</p>
<p>○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。</p>	

第3章 強靱化の推進方針～施策分野ごとの推進方針～（横断的分野）

横断的分野

（1）リスクコミュニケーション

地震対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○地震による被害軽減施策を進めるため、県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めるとともに、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「多古町地震ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。	
地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1・2-2・3-2・7-1・8-3
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
防災を担う人材の育成	関連するリスクシナリオNo
	3-2・8-2
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	

（2）老朽化対策

道路施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。	
ガス施設の老朽化対策等の推進	関連するリスクシナリオNo
	2-1
○屋内におけるガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、老朽化対策等を推進する。	
集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。	

一般廃棄物処理施設の老朽化対策	関連するリスクシナリオNo
	6-3
○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進する。	
教育・保育（学校・こども園）施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	1-1
○町立教育・保育施設については耐震化工事済であるが、引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○町立教育・保育施設のつり天井などの非構造部材の落下防止を含む安全対策についても対策工事済であるが、引き続き機能保全を図っていく。	
公共建築物の耐震化の促進	関連するリスクシナリオNo
	1-2
○庁舎、病院、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、耐震化工事済であるが、引き続き修繕等の継続的な耐震化を行う。	
○つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、対策工事済であるが、引き続き修繕等を継続的に行っていく。	
公共施設の耐震化	関連するリスクシナリオNo
	3-2
○公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「多古町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。	

(3) 少子高齢化対策

地域防災力の向上	関連するリスクシナリオNo
	1-1・2-2・3-2・7-1・8-3
○大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。	
防災を担う人材の育成	関連するリスクシナリオNo
	3-2・8-2
○大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	
災害時避難行動要支援者対策の促進	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る。	

第3章 強靱化の推進方針～施策分野ごとの推進方針～（横断的分野）

福祉避難所の環境整備	関連するリスクシナリオNo
	1-5
○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。	
防災情報の収集機能強化	関連するリスクシナリオNo
	4-1
○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図る。	
緊急時の道路確保	関連するリスクシナリオNo
	2-1・2-2・2-5・8-2
○首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について、検討を行う。	
緊急輸送道路を含む国道、県道、幹線町道等の整備と適切な維持管理	関連するリスクシナリオNo
	6-4
○災害時における応急活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進する。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。	

3 重要業績指標の目標値の設定

各施策に関する進捗状況の把握に向け、13の施策分野ごとに、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムの進捗状況を示す重要業績指標（KPI）を設定し取りまとめた。

個別施策分野

(1) 行政機能／行政・警察・消防

重要業績指標
●公共施設の耐震化 耐震化済 → 継続的維持管理
●防災訓練の実施 毎年1回実施 → 継続的実施
●自主防災組織数 40団体（R6末時点） → 45団体（R11）

(2) 住宅・都市

重要業績指標
●合併処理浄化槽の設置補助基数（累計） 1,592基（R6末時点） → 1,792基（R11）
●水道の有収率 66.6%（R6末時点） → 71%（R11）
●耐震管に更新した上水道管路延長（累計） 13km（R6末時点） → 14km（R11）

(3) 保健医療・福祉

重要業績指標
●国保多古中央病院の耐震化 耐震化済 → 継続的維持管理
●福祉避難所の環境整備 → 整備促進

(4) エネルギー

重要業績指標
●町内給油業者との燃料供給に関する協定 締結済 → 新規業者と随時締結
●指定避難所への非常用発電機整備 整備済 → 継続的維持管理

(5) 情報通信

重要業績指標
●ホームページのアクセス件数 延べ353,873（R6末時点） → 延べ360,000件（R11）
●メール配信サービスの登録者数 1,994人（R6末時点） → 3,000人（R11）
●ハザードマップ（洪水・土砂災害・地震）の作成 作成済 → 随時見直し

(6) 産業構造

重要業績指標
●中小企業のBCP策定 9件（R6末時点） → 18件（R11）

第3章 強靱化の推進方針～重要業績指標の目標値の設定～

(7) 交通・物流

重要業績指標
●空港の機能強化に伴う町道（機能補償道路）の整備率 10%（R6 末時点） → 20%（R11）
●町道鷹ノ巣・二本松線（第一工区）整備率 0%（R6 末時点） → 1%（R11）
●町道染井・間倉線整備率 10%（R6 末時点） → 11%（R11）
●橋梁長寿命化修繕計画の更新 更新完了（R3） → 更新完了（R8）※随時更新
●舗装修繕計画の更新 更新完了（R3） → 着手・更新完了（R13）※随時更新

(8) 農林水産

重要業績指標
●耕作放棄地の面積 323ha（R6 末時点） → 238ha（R11）
●基盤整備事業計画の策定（地区で策定） 3地区（R6 末時点） → 5地区（R11）

(9) 町土保全

重要業績指標
●ハザードマップ（洪水・土砂災害・地震）の作成 作成済 → 随時見直し
●重要インフラ周辺森林整備 1箇所整備完了（R6 末時点） → 4箇所整備完了（R11）

(10) 環境

重要業績指標
●合併処理浄化槽の設置補助基数（累計） 1,592基（R6 末時点） → 1,792基（R11）

横断的分野

(1) リスクコミュニケーション

重要業績指標
●ハザードマップ（洪水・土砂災害・地震）の作成 作成済 → 随時見直し
●自主防災組織数 40 団体（R6 末時点）→ 45 団体(R11)

(2) 老朽化対策

重要業績指標
●教育・保育施設の耐震化 耐震化済 → 継続的維持管理
●公共施設の耐震化 耐震化済 → 継続的維持管理
●公共施設等総合管理計画の修正 作成済 → 毎年随時見直し
●個別施設計画 作成済（R3）→ R7 全体見直し

(3) 少子高齢化対策

重要業績指標
●自主防災組織数 40 団体（R6 末時点）→ 45 団体(R11)
●福祉避難所の環境整備 → 整備促進

第4章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

32 のプログラムについて、本町が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の観点から、17の重点化すべきプログラムを選定した。

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

2 計画の進捗状況の把握

地域計画策定後は、地域における国土強靱化の取組を着実に推進するため、設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行う。

3 計画の見直し

本計画は、国の基本計画の見直し時期等と整合をとるため、概ね5年ごとに、プログラムの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、計画の見直しを行う。なお、重要業績指標については、施策の達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。

資料編

1 脆弱性評価結果

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
地震対策の推進	<p>○県による地震被害想定調査の結果を踏まえた被害軽減施策を進めることが必要。また、町民の防災意識の向上を図ることが必要。</p> <p>○各地域における、揺れやすさ、液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「多古町地震ハザードマップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝えることが必要。</p>
火災予防対策等の推進	○震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進することが必要。
教育・保育（学校・こども園）施設の耐震化	○町立教育・保育施設については耐震化工事済。今後は、引き続き機能保全を図るための修繕等の継続的な耐震化を行うことが必要。
宅地の耐震化の推進	○県の大規模盛土造成地の有無の調査結果に基づき、作成されるマップを利用し、町民への情報提供及び耐震化の推進を図ることが必要。
地域防災力の向上	○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図ることが必要。
(1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
文化財に係る各種防災対策の支援	○文化財所有者等に対して耐震診断等を奨励し、的確な防災活動が進むよう、普及・啓発活動を通じて、文化財の滅失・棄損等を防止することが必要。県と連携して取り組むことが必要。
住宅・建築物の耐震化等の促進	<p>○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、木造住宅の耐震改修の推進を図ることが必要。</p> <p>○特定空き家については、発生を抑制し、利活用と適切な管理を促進する一方で、危険性が高い場合は除却の可能性がある。除却をした場合、地域のニーズに合わせて活用の検討を行うことが必要。</p>
公共建築物の耐震化の促進	○庁舎、病院、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は耐震化工事済。今後は、引き続き機能保全を図るための修繕等の継続的な耐震化を行うことが必要。
被災宅地危険度判定の充実	○県が開催する被災宅地危険度判定士の養成講習会及び実務研修の受講を推進するなど、判定体制の充実を図ることが必要。
被災建築物応急危険度判定の充実	○県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の派遣について、事前調整に努めることが必要。
医療施設の耐震化	○国保多古中央病院については耐震化工事済。今後も引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行うことが必要。

社会福祉施設の耐震化	○不特定多数が利用する社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保することが必要。
L P ガスの放出防止	○地震によるL P ガスの放出による延焼を防止するため、L P ガス放出防止装置等の設置を促進することが必要。
(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
大規模水害対策の推進	○大規模水害対策として、洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進することが必要。
水害に強い地域づくり（河川）	○水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修に加え、調節池等の整備を進めることが必要。県と連携して取り組むことが必要。
河川管理施設の維持管理・更新	○河川の巡視・点検を行うことが必要。県と連携して取り組むことが必要。
雨量・河川水位の情報伝達	○雨量・河川水位観測局の更新・メンテナンスを実施することが必要。県と連携して取り組むことが必要。
集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備	○集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を行うことが必要。県と連携して取り組むことが必要。
広域的避難の枠組整備	○想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備を行うことが必要。県・他市町等の関係機関と連携・協力しながら取組を進めることが必要。
(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	
激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	○県と連携し地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図ることが必要。 ○県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、基礎調査結果の公表により土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図ることが必要。
土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備	○県で整備している「千葉県砂防GIS」や、電子地図・土砂災害ハザードマップの作成が可能なシステムを活用し、警戒避難体制の整備等を行うことが必要。
土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知	○緊急調査の実施により想定される、県からの土砂災害緊急情報についていち早く住民へ周知する体制の構築を図ることが必要。
富士山噴火による降灰対策	○国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討することが必要。
(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
防災行政無線等による災害情報の伝達	○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやLアラート等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築することが必要。

組織体制の強化・危機対応能力の向上	○研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図ることが必要。
災害時避難行動要支援者対策の促進	○避難行動要支援者対策として、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図ることが必要。
福祉避難所の環境整備	○福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図ることが必要。
外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達	○町内の観光・宿泊施設に対し、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び津波警報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図ることが必要。
大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化	○防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、防災意識の高揚や防災力の強化を図ることが必要。
(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	
(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
燃料の仮貯蔵等	○燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図ることが必要。
上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築	○上水道施設の耐震化を推進し、水道施設整備を促進することが必要。 ○水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図ることが必要。 ○水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化を推進し、広域的な応援体制の構築を図ることが必要。
支援物資の調達・供給体制の構築	○国、県、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築が必要。また、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めることが必要。
道の駅の防災機能強化	○県と連携し、「道の駅」の防災機能の強化を促進することが必要。
道路施設の老朽化対策	○道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施することが必要。
道路の法面对策	○道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む幹線町道の法面对策を推進することが必要。 ○法面の適切な維持管理については計画的な法面の補修、施設の更新を検討することが必要。
道路橋梁の長寿命化	○橋梁の長寿命化を推進することが必要。
緊急時の道路確保	○道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について検討を行うことが必要。

自家発電設備の整備	○燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図ることが必要。
ガス施設の老朽化対策等の推進	○屋内におけるガス施設等について、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、老朽化対策等を推進することが必要。
備蓄品の確保	○家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促すことが必要。 ○地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築することが必要。県と連携して取り組むことが必要。
(2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
消防救急無線の耐災害性の強化	○消防救急無線のデジタル化は実施済み。今後も引き続き情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進することが必要。
消防庁舎の耐震化	○消防多古分署については耐震化工事済。引き続き機能保全を図るため、修繕等の継続的な耐震化を行うことが必要。
消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化	○消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図ることが必要。 ○災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進することが必要。
常備消防力の強化	○災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進することが必要。
TEC-FORCE等との連携強化	○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することが必要。
受援体制の整備	○県の受援受入計画による県外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑かつ迅速に受け入れるための体制整備に努めることが必要。
緊急時の道路確保(再掲)	○道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について検討を行うことが必要。
地域防災力の向上(再掲)	○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図ることが必要。
(2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
病院における電力供給体制の確保	○災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、病院における電力供給体制の確保を図ることが必要。
災害時の石油類燃料の確保	○災害時における緊急通行車両や病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、町内給油業者との協定等に基づく供給体制の整備を図る。
道路の防災対策	○道路の防災、震災対策を着実に推進することが必要。
電源途絶に対する予備電源の確保	○病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進することが必要。 ○燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図ることが必要。

(2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	
総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	<p>○帰宅困難者対策として、一斉帰宅の抑制啓発、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進することが必要。県と連携して取り組むことが必要。</p> <p>○公共施設、民間施設の一時的滞在施設の確保を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させることが必要。</p> <p>○県や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図ることが必要。</p>
帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	○帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、公園の整備を促進することが必要。
道路の防災対策	○道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路の防災、震災対策を着実に推進することが必要。
安全対策の確保	<p>○多数の帰宅困難者が発生した場合の交通安全・治安の確保を図るため、県と連携し警察等行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための対策を図ることが必要。</p> <p>○道路照明灯等の安全施設の耐災害性を強化することが必要。</p>
(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
社会福祉施設の孤立対策	○社会福祉施設に対して、被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図ることが必要。
緊急時の道路確保(再掲)	○道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について検討を行うことが必要。
受援体制の整備	○県外からの医療救護支援の円滑な受け入れなど、県と連携し受援体制の強化を図ることが必要。
業務継続計画(BCP)の作成及び防災訓練の実施	○病院が災害時にも継続的に業務を行えるよう、業務継続計画(BCP)の作成や防災訓練の実施などを促進することが必要。
医師会等との連携強化	○医師会等との連携を強化するとともに訓練等を通じて、医療救護体制の整備を図ることが必要。
(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	<p>○感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進することが必要。</p> <p>○消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築することが必要。</p>
避難所における衛生管理	<p>○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保や室内環境の衛生管理を徹底することが必要。</p> <p>○衛生備品と併せて、感染症対策としてパーテーションや消毒液等の感染症対策備品を計画的に整備していくことが必要。</p>
広域火葬体制の構築	○近隣都県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築することが必要。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
(3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
治安確保体制等の整備	○治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図ることが必要。県と連携して取り組むことが必要。 ○被災による避難等により、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制の整備、また警察との連携強化を図ることが必要。
信号機の停電対策	○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進めることが必要。県と連携して取り組むことが必要。
信号機電源付加装置の整備推進	○信号機電源付加装置の整備を行い、滅灯の回避に向けて取り組むことが必要。県と連携して取り組むことが必要。
(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
業務継続体制の構築	○多古町災害時業務継続計画（BCP）（大規模地震編）は策定済。今後も必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図ることで、被災時における業務の継続性を高めることが必要。
地域防災力の向上（再掲）	○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図ることが必要。
被災者台帳の整備・推進	○被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災者台帳の作成を行うことが必要。
防災を担う人材の育成	○防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行うことが必要。
防災訓練の実施	○応急対処能力の向上等を図るため、防災訓練・図上訓練を引き続き実施することが必要。
公共施設の耐震化	○公共施設の耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努めることが必要。
自立・分散型エネルギーの整備	○防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進めることが必要。
避難所等の電源確保	○避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図ることが必要。
インフラの防災対策	○行政機関周辺インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や、洪水・土砂災害・対策等を推進することが必要。
基幹業務システム等の耐災害性の確保	○住民基本台帳システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保することが必要。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
防災情報の収集機能強化	○民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や県と連携した情報システム等を整備し、適切な運用を図ることが必要。
電源途絶に対する予備電源の確保（再掲）	○非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図ることが必要。
防災関係機関の情報通信手段の多様化等	○防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進めることが必要。
(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
災害情報の伝達手段の多様化	○町防災行政無線や防災メール、県防災ポータルサイトやＬアラート等多様な手段を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ることが必要。
メディアに対する情報提供	○災害時に町から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化することが必要。
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
民間企業におけるBCPの策定促進	○中小企業のBCP策定を促進するため、県と協力しセミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援することが必要。
中小企業に対する資金調達支援	○金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行うことが必要。
沿道建築物の耐震化の促進	○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進することが必要。
(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
民間企業におけるBCPの策定促進（再掲）	○中小企業のBCP策定を促進するため、県と協力しセミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援することが必要。
燃料供給ルートの確保	○燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を進めることが必要。
(5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止	
幹線道路（町道）の整備	○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を図ることが必要。
代替性確保のための道路ネットワークの強化	○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進と国道・県道の整備について要請することが必要。

沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進することが必要。
空港機能の確保	○発災後、空港機能を確保するため、県と連携して関係機関との情報共有に努めることが必要。
（5-4）食料等の安定供給の停滞	
農地・農業水利施設等の適切な保全管理	○安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など町土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進することが必要。
農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策	○災害時に被災住民を支援するため、「多古町備蓄品購入計画」の基づき計画的に備蓄品の整備を進めることが必要。 ○多古町の基幹的産業である、米、野菜等の供給について、関係団体と協力連携を図っていくことが必要。
農道・農道橋等の保全対策の推進	○幹線道路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進し、災害時の複数輸送ルートの確保を図ることが必要。
農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進	○県と連携し、農村地域の災害未然防止や町土保全・多面的機能を確保することが必要。
食料安定供給のためのほ場整備の推進	○大規模自然災害による食料不足等に備え、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進することが必要。
土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	○施設管理者の自主的な防災対策の整備を促すため、土地改良区等の関係団体の事業継続計画（BCP）の策定を推進し、県と連携して体制の強化を図ることが必要。
（6）大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
（6-1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	○災害発生によりエネルギーを供給できない状況が生じることのないよう、地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。 ○非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していくことが必要。
災害時の石油燃料等の確保	○災害時に迅速かつ円滑に石油燃料の供給協力が得られるよう、町内給油業者との協定の実効性の強化を図ることが必要。

ライフライン事業者等との連携強化	○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等に町としても参加することが必要。
(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	
水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保	○上水道施設の耐震化を推進することが必要。また、非常用電源を整備することによって、災害時の電力供給体制を確保し、迅速かつ的確に応急活動を実施できる体制の充実を図ることが必要。 ○自然災害による水道施設への被害を最小限度に抑えるため、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化を実施するとともに、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備することが必要。 ○災害時に迅速かつ的確に応急給水活動や応急復旧活動が行えるよう、水道事業者間や関係団体等との連携による人材育成や組織力強化を実施することが必要。また、ハード・ソフト両面からの危機管理対策の推進を図ることが必要。
(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	○農業集落排水施設について、污水处理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行うことが必要。
浄化槽の整備促進	○災害に強い新しい浄化槽への転換を促進することが必要。
一般廃棄物処理施設の老朽化対策	○一部事務組合における廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化・耐震化対策の取組を促進することが必要。
(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態	
幹線道路(町道)の整備(再掲)	○災害時の物資輸送や避難経路を確保するため、幹線道路の整備を図ることが必要。
代替性確保のための道路ネットワークの強化(再掲)	○災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、県と協力し圏央道、外環道などの高規格幹線道路等の整備促進、国道・県道の整備について要請することが必要。
緊急輸送道路を含む国道、県道、幹線町道等の整備と適切な維持管理	○県と連携・協力し、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・幹線町道等の整備を推進することが必要。また、機能維持に向けた適切な維持管理に取り組むことが必要。
集中豪雨時の道路ネットワーク確保	○ゲリラ豪雨等の集中豪雨時における冠水による交通分断を防ぐための周知等の取組が必要。
道路橋梁の長寿命化(再掲)	○橋梁の長寿命化を推進することが必要。

沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	○緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の所有者などへの啓発に努め、沿道建築物の耐震化を促進することが必要。
無電柱化の推進	○無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進めることが必要。
農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進	○農林道等を迂回路として活用できるよう活用・保全することが必要。また、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図ることが必要。
輸送ルートの確保	○国・県と連携し地震、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図ることが必要。
輸送手段の確保	○災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努めることが必要。
（6-5）異常渇水等により用水の供給の途絶	
水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進	○水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進めることが必要。また、雨水等の多様な水資源の有効利用の取組を進めることが必要。
（7）制御不能な二次災害を発生させない	
（7-1）市街地での大規模火災の発生	
延焼防止等に資する緑地の確保	○緑地の確保や公園の整備を促進し、住宅密集地での延焼拡大防止、防災活動拠点や避難地等への活用を推進することが必要。
救助活動能力の強化	○警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進することが必要。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進めることが必要。
火災予防対策等の推進（再掲）	○震災による火災の発生防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進することが必要。
地域防災力の向上（再掲）	○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図ることが必要。
LPガスの放出防止（再掲）	○地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進することが必要。
（7-2）沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
沿道建築物の耐震化の促進	○緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進することが必要。
関係機関の耐災害性の向上	○人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の設備等の耐災害性の向上を図ることが必要。

(7-3) 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
土砂災害防止対策等の推進	○大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、県と連携し地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備の推進を図ることが必要。
(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	
有害・危険物質対応資器材の整備	○河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保することが必要。
町外への情報発信	○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努めることが必要。
(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
農地等の適切な保全管理	○農地等保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施が必要。
森林の町土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等	○森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進めることが必要。
山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進	○森づくりを支援し、里山の整備を進め、保全機能の維持を図ることが必要。
荒廃地等における治山施設の整備	○危険箇所の重要性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進めることが必要。
重要インフラ周辺森林の整備	○森林所有者による適切な管理ができない重要インフラ施設周辺の森林を関係機関と連携し整備を進めることが必要。
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	○国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、県と連携し災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを進めることが必要。
一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	○国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 3 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、関係機関と協力し施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進することが必要。
災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援	○国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進することが必要。
災害廃棄物処理の支援体制の構築	○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要。

(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
関係機関との災害対応訓練の実施	○建設災害協力会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図ることが必要。
TEC-FORCE等との連携強化（再掲）	○国から派遣されるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することが必要。
緊急時の道路確保（再掲）	○道路啓開について、優先啓開を行う路線の選定など基本的な行動内容について検討を行うことが必要。
防災を担う人材の育成（再掲）	○防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行うことが必要。
住家被害認定体制の充実	○被災者への支援、速やかな復旧を図るため、研修の機会を利用して罹災証明書の交付にかかる住家被害認定を行うための職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を強化して、認定体制の充実を図ることが必要。
(8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
生活再建支援	○県と連携し被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図ることが必要。
被災者台帳の整備・推進	○被災者台帳の作成を行い、生活再建までを一元的に管理できるようなシステムの構築を検討することが必要。
応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進	○災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進することが必要。
地域防犯体制の充実	○防犯カメラの設置拡充等により、地域における防犯力の一層の強化を図ることが必要。
地域防災力の向上（再掲）	○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図ることが必要。
行政機関等の機能低下回避	○公共施設の耐震化を「多古町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、計画的に進めることが必要。

【プログラムと施策分野との関連性】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		個別施策分野										横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	
1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●	●			●							●	●	●
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		●	●										●	
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水									●					
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態							●		●					
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●		●		●									●
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●	●					●						●	●
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●				●		●					●		●
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				●										
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生		●					●							
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	●		●				●							●
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			●											
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	●													
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●											●	●	●
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止					●									●
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					●									
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						●	●							
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止						●								
5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止							●							
5-4	食料等の安定供給の停滞							●	●						
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		●		●										
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		●												
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		●								●		●		
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態							●							●
6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶		●												
7-1	市街地での大規模火災の発生	●	●	●									●		●
7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	●													
7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生									●					
7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響						●		●						
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大								●	●					
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態										●				
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●						●					●		●
8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●											●		●

多古町国土強靱化地域計画

令和7年12月修正

発行：多古町

企画・編集：多古町総務課

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

TEL0479-76-2611 FAX0479-76-7144